

配置計画の検討経緯について

(株)佐藤総合計画のプロポーザル時点での配置提案



2 (市役所前交差点からの景観イメージ)

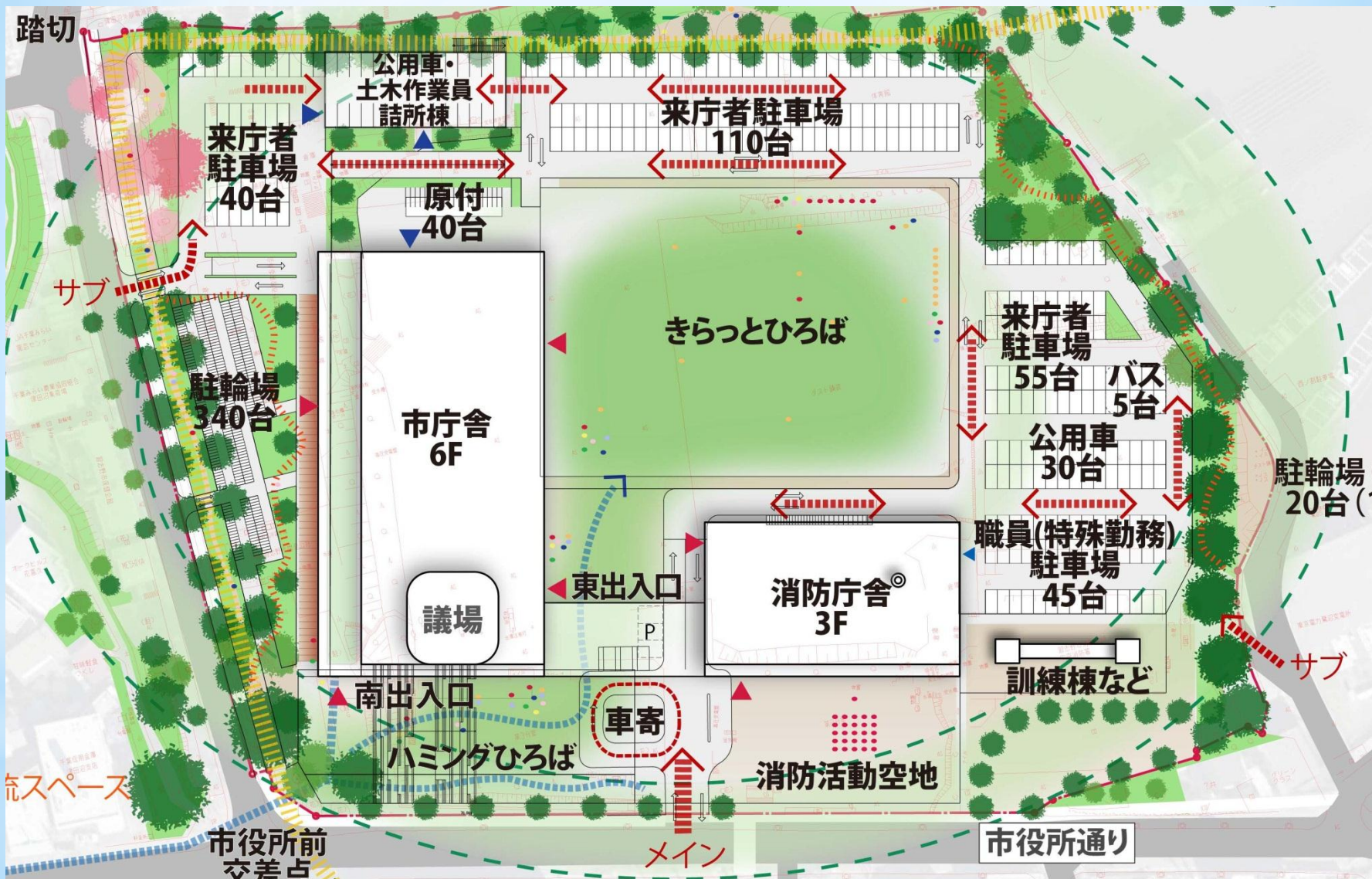
(株)佐藤総合計画のプロポーザル時点での配置提案



(株)佐藤総合計画のプロポーザル時点での配置提案



(株)佐藤総合計画のプロポーザル時点での配置提案



配置提案をもとに検討した4案（庁舎内検討組織）

市庁舎配置案比較検討表

■市庁舎、消防庁舎の配置を検討するにあたり、第三分室、教育委員会を仮移転(解体)させた場合を想定し、比較検討。
 (消防庁舎の配置は、緊急車両の出動動線を考慮し、第二分室北側に配置することで調整)

概要	A案		B案		C案		D案	
	■第三分室、教育委員会ともに存置(解体しない)		■第三分室存置、教育委員会のみ解体(仮移転)		■第三分室解体、教育委員会存置		■第三分室、教育委員会ともに解体	
配置イメージ								
項目	評価	考察	評価	考察	評価	考察	評価	考察
①市庁舎の位置の自由度	△	<ul style="list-style-type: none"> 第三分室から約8m、教育委員会から約6m、施工上の隔離した位置に計画。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会側に約7m移動した位置に配置が可能。(厳密には日影規制により移動可能範囲が決定。) きらっとひろばを狭めずに低層階フロアを大きく拡張することが可能。 第三分室からは、施工上約8m隔離した位置に計画。 配置の自由度が高まる。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 市役所通り側に約30mまで移動させることが可能である。道路からの距離をとれば、ハミングひろばが一定程度確保できる。 配置の自由度は高まる。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会側に7m、市役所通り側に約30m(日影規制による)まで、移動させることが可能であるが、道路からの距離をとれば、ハミングひろばが一定程度の確保できる。 配置の自由度は、最も高い。
②来庁(歩行)者動線	△	<ul style="list-style-type: none"> 市役所前交差点の歩道から、庁舎入口まで約40m 	△	<ul style="list-style-type: none"> 市役所前交差点の歩道から、庁舎入口まで約40m 	○	<ul style="list-style-type: none"> 南側に寄せる分だけ、交差点からの距離は短縮。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 南側に寄せる分だけ、交差点からの距離は短縮。
③きらっとひろば	▲	<ul style="list-style-type: none"> 最大 80m×50m 	△	<ul style="list-style-type: none"> 最大 87m×50m 	○	<ul style="list-style-type: none"> 最大 80m×50m + α (庁舎北側に空地) 42m×南側移動距離 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 最大 87m×50m + α (庁舎北側に空地) 42m×南側移動距離
④ハミングひろば ※ハミング広場・駐車場の配置は未確定	◎	<ul style="list-style-type: none"> 現計画 約40m×42m どちら 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 現計画 約40m×42m どちら 	(○)	<ul style="list-style-type: none"> 南側に移動させる距離の分、圧迫される。(北側に空地) 	(○)	<ul style="list-style-type: none"> 南側に移動させる距離の分、圧迫される。(北側に空地)
⑤工事車両(工事中の安全性)	△	<ul style="list-style-type: none"> 第二分室、第三分室の間から進入。第二分室、第三分室の来庁者や来庁者駐車場利用者の安全確保が難しい。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会解体により、西側から進入可能となる。 工事作業ヤードが西側に広く確保でき、来庁者の安全確保に寄与できる。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 第二分室、第三分室の間から進入。第三分室解体により、進入路の幅が図られるが、敷地内での第三分室用仮設プレハブ建設の場合、動線が交錯する可能性が高い。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 敷地西側から進入を想定し、来庁者駐車場利用者の安全確保を柔軟に検討することができ。
⑥解体工事中の安全性(本庁舎建設後の安全)	△	<ul style="list-style-type: none"> 市庁舎開庁後に、第二分室、第三分室、教育委員会を解体。来庁者の安全確保策に合せ、工法、工程に制約。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 市庁舎開庁後に、第二分室、第三分室を解体。来庁者の安全確保策に合せ、工法、工程に制約。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 市庁舎開庁後に、第二分室、教育委員会を解体。来庁者の安全確保が図りやすい。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 市庁舎開庁後に、第二分室を解体。来庁者の安全確保が図りやすい。
⑦仮設庁舎の必要性	◎	<ul style="list-style-type: none"> 仮設庁舎不要 	○	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会の仮庁舎が必要(すべて移転の場合) 教育委員会が仮庁舎に移転した場合は行政運営は効率的になる。 *仮設プレハブの場合 約233,000千円 *旧クレストへの移転 約340,000千円 (別途休日歯科診療所の移設が必要) 	△	<ul style="list-style-type: none"> 第三分室の仮移転が必要(すべて移転の場合) *仮設プレハブの場合 約231,000千円 *旧クレストへの移転 約336,000千円 (税部門の仮移転が必要となり来庁者への負担が増える。また、別途電算システムの移設工事費が必要) 	▲	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会、第三分室両方の仮移転が必要 *仮設プレハブの場合 約436,000千円 *旧クレストへの移転 約631,000千円 (税部門の仮移転が必要となり来庁者への負担が増える。また、別途電算システムの移設工事費が必要) (別途休日歯科診療所の移設が必要)
⑧日影の影響	◎	<ul style="list-style-type: none"> 日陰の影響は最小限に抑えられる。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 西側に移動させた場合(7m以上)、西側の隣地に日影の影響が出る。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 市役所通り側に移動させても、日影の影響は少ない。 	▲	<ul style="list-style-type: none"> 南西に移動させた場合、西側の隣地に日影の影響が出る。

基本設計（案）での配置計画

